

議案第 73 号

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成 19 年条例第 11 号）
の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出
上富田町長 奥 田 誠

理 由

社会保険診療報酬支払基金の名称変更に伴い、所要の改正を行うため本案を提出する。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(案)

令和8年 9月11日
条例第22号

(上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正)

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成19年条例第11号）の
一部を次のように改正する。

第7条第2項中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・
診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。